

第 74 回新居浜市都市計画審議会 会議録

議決日 令和 6 年 1 月 15 日 (月)
新居浜市都市計画審議会

審議案件

- 議案第147号 新居浜都市計画汚物処理場の変更について
議案第148号 新居浜都市計画下水道の変更について

1. 議決書提出状況

新居浜市都市計画審議会委員15名に対し、15名全員からの議決書の提出があり、過半数を超えているため会議が成立する。

2. 審議結果

議案第147号 新居浜都市計画汚物処理場の変更について
承認 15名、 不承認 0名

議案第148号 新居浜都市計画下水道の変更について
承認 15名、 不承認 0名

3. 審議案件に対する意見

議案第147号 新居浜都市計画汚物処理場の変更について
意見なし。

議案第148号 新居浜都市計画下水道の変更について
意見なし。

4. 審議結果

議案第147号 新居浜都市計画汚物処理場の変更について
承認多数とし、諮問案のとおり承認された。

議案第148号 新居浜都市計画下水道の変更について
承認多数とし、諮問案のとおり承認された。

この議事録は、事実と相違ないので、署名します。

議長

鈴木康司

議事録署名人

頼木熙子

議事録署名人

宮崎 香俊

事前協議録

日 時 令和5年12月4日（月）14時から14時50分まで
場 所 新居浜市役所 消防防災合同庁舎 5階 災害対策室

※本会は第74回新居浜市都市計画審議会の事前協議として取り扱う。

出席者

新居浜市土地改良協議会 会長 高橋征三 氏

新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木康司 氏

新居浜商工会議所 副会頭 白石誠一 氏

新居浜市農業委員会 会長 藤田幸正 氏

愛媛県建築士会 新居浜支部長 宮崎秀俊 氏

新居浜市議会議員 伊藤謙司 氏

新居浜市議会議員 仙波憲一 氏

新居浜市議会議員 高塚広義 氏

新居浜市議会議員 合田晋一郎 氏

新居浜市議会議員 渡辺高博 氏

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長 菊池 志郎 氏

(代理：計画課課長 森倉 遼太 氏)

愛媛県東予地方局建設部長 近藤孝利 氏

新居浜市連合自治会 会長 坂上公三 氏

新居浜市女性連合協議会 総務 頼木熙子 氏

市民公募委員 徳久晴彦 氏

(新居浜市)

建設部 部長 三谷 公昭

建設部総括次長兼都市計画課長 高橋 宣行

建設部都市計画課 副課長 三並 真由美

建設部都市計画課 主任 村上 智彦

市民環境部環境エネルギー局廃棄物対策課

清掃センター 副所長 石井 公博

上下水道局次長兼下水道課長 玉井 和彦

上下水道局下水道課 副課長 檜垣 慶

新居浜都市計画汚物処理場の変更案について

変更内容

都市計画汚物処理場（面積 9,500m²）を廃止する。

都市計画課

理由

今回の変更は新居浜市衛生センター（阿島二丁目）が令和4年3月31日をもってし尿の受け入れを中止し、施設を閉鎖したことから都市計画上の都市施設としての制限を廃止しようとするものである。

伊藤氏

衛生センターは今現状で、施設の方はもう閉鎖となっているが、施設には公園施設も確かついていたと思う。その公園施設自体は都市公園か何かの施設になっているのか？または緑地か何らかの公園であるのか？公園施設は残さず、全部閉鎖する予定なのか？

都市計画課

外見上の公園施設があるが、公園などの施設として残ることはない。

伊藤氏

取り壊し後の跡地利用は何か考えているのか。

廃棄物対策課

今後の利用計画については、過去に庁内議論をしているが、現在のところ利用方針としては未定である。

施設自体の取り扱いについても、とりあえず現状維持としてそのまま残置をして、今後どうするかについては未定である。

伊藤氏

取り壊すのか、取り壊さないのか。

廃棄物対策課

解体費用に多額の費用がかかり、いつ解体するのかっていうことについては、庁内的にまだ決定をしていない。

伊藤氏

解体をしないのに近隣の土地の利用緩和のような話があったのだが、今まで処理場だったので、周りのところは少し税制的にも土地利用的にも制限があったと思う。それ緩和されるという考えでいいのか。

その場合、建物が残ったまま周りを緩和するというのは早いので

都市計画課	<p>はないのか。</p> <p>現状、この黄色で着色する部分については、今、汚物処理場という用途でしか活用できないような制限がかかっている。</p> <p>その制限を外すだけで、今回、周辺が田園居住地区という形となっているので、そちらと同じ対応となると想定している。</p>
伊藤氏	<p>了解した。</p>
下水道課	<p>新居浜都市計画下水道の変更案について</p> <p>変更内容を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水区域の変更 (2,538ha→2,576ha) <ul style="list-style-type: none"> 新居浜駅南地区を追加 (約10ha) 美しが丘地区を追加 (約28ha) ・下水管渠の変更 <ul style="list-style-type: none"> 川西汚水幹線の変更 <ul style="list-style-type: none"> 変更前：管径または幅員 2.30～1.00m 延長約 5,220m 変更後：管径または幅員 2.30～1.65m 延長約 1,865m 庄内汚水幹線及び、川東汚水幹線を廃止。 ・理由 <ul style="list-style-type: none"> 新居浜駅南地区 <ul style="list-style-type: none"> 立地的適正化計画において、居住誘導区域に位置付けられており、都市拠点としての整備を推進する地区のため追加。 美しが丘地区 <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域に隣接し、すでに公共下水道に接続された大規模な住宅地や商業施設で構成される良好な開発区域であり、施設の適切な維持管理を行うため追加。
高塚氏	<p>今後、公共下水道排水区域外は、合併処理浄化槽の方を市の方針としてはやっていくという理解でよいのか。</p>
下水道課	<p>ご意見いただいた通りでございまして、昨年度、全体計画区域の</p>

見直しを行った。

理由としては、

- ・国が下水道の目標として、令和8年度の早期概成を掲げたこと。
- ・下水道の事業経営上の問題として、人口減少や使用料の減少に伴う収入の減少や、施設が老朽化したことに伴う改築更新の需要の増大など、厳しい財政状況や事業計画区域外において合併処理浄化槽が既にかなりの数で整備されており、公共下水道に対するニーズが大分少なくなっている。

これらを踏まえ、全体計画区域自体を縮小しまして、これ以上は下水を拡張しないという方針で一通りの結論に至ったので、合併処理浄化槽による整備を推進していくこととしている。